

乗り継ぎ運賃表など掲示改善の申入書

平成26年6月17日

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役 富田 哲郎様

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町1丁目6番3号 川新ビル4階

濱・宇佐見法律事務所 電 話 03(5297)7433

FAX 03(5297)7431

うめだ信利

代理人 弁護士 宇佐見 方宏



同 河口 まり子



同 保坂 慶太



同 正本 佑介



前略 当職らは、葛飾区区議会議員うめだ信利（以下「梅田氏」といいます。）の代理人として貴社に対し以下のことを申し入れます。

1 申入内容

- （1）貴社においては、本年4月の消費税値上げに伴う運賃改定（以下単に「運賃改定」という。）の際に、亀有駅、金町駅の駅構内から撤去した千代田線及び近郊連絡会社線の運賃表（ただし、運賃改定後の切符とスイカの運賃を併記）を、従前の場所に従前と同様の大きさを誰が見ても一目で分かるよう

に掲示することを求めます。

- (2) 貴社においては、亀有駅、金町駅におけるＪＲ運賃表示を現在の切符購入の場合の北千住駅経由のみを表示する方式から、綾瀬駅のＪＲ運賃表と同じく、切符購入の場合の北千住駅経由及び西日暮里駅経由の場合の両方の運賃を誰が見ても一目で分かるように表示する掲示内容に改めるよう求めます。

2 申入れ理由

- (1) 平成２６年４月の運賃改定に伴い亀有駅、金町駅の運賃表が改定され、また増税前には、ＪＲ運賃料金表の右側に大きく掲示されていた千代田線直通および近郊連絡会社線の運賃表は撤去されました。特に、千代田線に関しては、ＪＲ常磐緩行線が直通乗入れしているにも関わらず運賃表が撤去され、例えば、亀有駅から霞ヶ関駅までの運賃は駅構内には一切掲示されておらず、券売機を操作した時点で初めて運賃が利用者に券売機の画面に表示されるという状態です。かかる状況では、券売機で乗車券を買わずに、直接改札口に行くスイカなどの利用者には、まったく運賃を表示していません。また、現在の亀有駅及び金町駅のＪＲ運賃表は切符購入の場合の北千住駅経由の運賃のみが駅構内の券売機の上に掲示されています。
- (2) 亀有駅または金町駅から北千住駅乗り換えで都心に出る場合と、西日暮里駅を経由して（すなわち北千住駅と西日暮里駅間を東京メトロ千代田線経由の連絡切符で乗車して）都心へ出る場合では、運賃が大きく異なります。また、ＩＣカードによる乗車と切符での乗車では、同区間においては、ＩＣカードで乗車した方が運賃は安くなるという消費者の一般認識に反して、亀有駅及び金町駅からＪＲに乗車した場合にはこれが逆転する区間が存在します。

例えば、亀有駅から西日暮里駅経由で中野駅まで行った場合、切符で乗車した場合は、４８０円、一方ＩＣカードで乗車した場合には、運賃は６０１

円かかることとなります。この差は実に121円にもなります。他方、亀有駅から北千住駅乗り換えで中野まで行った場合には、切符で470円、ICカードで464円の運賃となります。このように亀有駅から中野駅まで行く場合でも、どの駅で乗り換えるか、切符で乗車するか、ICカードで乗車するかで実に4通りの運賃設定があることとなります。

仮にこのことを消費者が認識していたとすれば、消費者は、自らのニーズ（時間や費用）に合わせ、乗換駅や切符購入の有無の選択をすることができます。しかしながら、現在の他社との乗り継ぎ運賃表及びJR運賃表の掲示では、消費者へ提供される情報は不十分であると言わざるをえません（なお、各券売機の横に「東京メトロ千代田線経由連絡切符運賃表」の掲示がされているようですが、かかる掲示は切符を購入しない者からは認識し難く、掲示としては不十分です。）。

(3) 貴社が現在亀有駅及び金町駅で行っている運賃の掲示内容は、「鉄道ハ停車場ニ当該停車場ヨリノ旅客運賃表及当該停車場ニ於ケル旅客列車ノ出発時刻表ノ摘要ヲ掲示スベシ」と定める鉄道運輸規程8条1項に反するものです。そればかりでなく、消費者契約法において事業者が消費者に契約の締結にあたって告げるべきことが求められている重要事項（当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件）の不告知に該当するものです（消費者契約法4条2項、同条4項2号）。

(4) したがって、貴社に対し、かかる違法状態を是正すべく亀有駅、金町駅の駅構内に千代田線及び近郊連絡会社線の運賃表（ただし、運賃改定後の切符とスイカの運賃を併記）を従前の場所に従前と同様の大きさを掲示することを求めます。また、金町駅及び亀有駅のJR運賃表も消費者が自らの交通手段を自由に選択することが可能になるよう、綾瀬駅のJR運賃表と同じく、切符購入の場合の北千住駅経由及び西日暮里駅経由の場合の両方の運賃を表示する掲示内容に改めるよう求めます。

(5) 梅田氏は、これまでも亀有駅、金町駅へ足を運びかかる違法な運賃表示の是正を求めてきたものですが、一向に改善がみられないため、葛飾区民を代表する葛飾区議会議員の立場で本申し入れをするに至った次第であります。

貴社に対して本申し入れ書で指摘した点につき誠意ある対応をとること、対応できないのであればその理由を文書で回答するよう求めます。

以上